業務委託等における電子入札参加遵守事項

(目的)

第1条 この遵守事項は、大阪府住宅供給公社(以下「公社」という。)が発注する設計、 監理、測量、地質調査、家屋調査及び保守点検業務等(以下「業務委託等」という。)に おいて、大阪府住宅供給公社電子入札システム(以下「システム」という。)を用いて行う 電子入札方式による事後審査型条件付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。) 及び電子入札方式による指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)に参加しようと する者(以下「入札参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定めるものとす る。

(法令等の遵守)

- 第2条 入札参加者は、大阪府住宅供給公社会計規程、大阪府住宅供給公社 業務委託等に おける電子入札方式実施要綱(以下「入札実施要綱」という。)及びその他関係法令並び にこの遵守事項を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札手続に際し、公社の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な 入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けるほか、常 に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者として入札手続にのぞまなければなら ない。
- 3 入札参加者は、入札に参加するために必要となる資料(以下「電子入札公告等」)、 契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札手続をしなければならない。
- 4 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。)、刑法(明治40年法律第45号)及び電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)、同法施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格の内容を開示して はならない。
- 4 入札参加者が、前各項に規定する行為を行ったと認められるとき、公社は契約を解除することができる。
- 5 入札参加者が落札し契約に至った者(以下「契約者」という)は、第1項から第3項の 規定に該当する行為を行ったと認められるときは、公社が契約を解除するか否かを問わ ず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。また、 公社に生じた実際の損害額が契約金額の100分の10に相当する額を超えるときは、契約者 は超過分も支払わなければならない。
- 6 前項の規定は、その契約に係る業務委託等が完成した後においても同様とする。

(入札手続の方法等)

第4条 システムを利用できる者は、公社の入札参加資格に登録された者又は当該代表者 から入札参加資格申請、入札・見積権限について委任を受けた者(以下「システム利用者」 という。)とする。

2 前項で規定するシステム利用者は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13 条第1項第1号の電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、公社にICカード 登録(利用者登録)をしておかなければならない。

(入札書の無効)

- 第5条 事後審査の結果、次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格がない者が提出した入札書
 - (2) 一般競争入札において、所定の日時、場所に提出されない入札書
 - (3) 入札手続に関する権限を委任されていない代理人が提出した入札書
 - (4)システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札書
 - (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書
 - (6)入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札書
 - (7)システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例、その他の指定に従わないで 入力した事項を含む入札書
 - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (9) 談合その他不正行為により入札手続を行ったと認められる者が提出した入札書
 - (10) 同一の入札について、2以上の入札書を提出した者の入札書
 - (11) 同一の入札について、自己のほか、他者の代理人を兼ねた者が提出した入札 書
 - (12) 同一の入札について、2以上の代理人となった者が提出した入札書
 - (13) システムの不正利用及びICカードの不正使用により提出した入札書
 - (14) 入札実施要綱第16条第3項に規定する営業所の所在地確認に協力しない者が提出した入札書
 - (15) 入札実施要綱第16条第3項に規定する営業所の所在地確認の結果、営業所としての実態が確認できない者が提出した入札書
 - (16) 入札実施要綱第17条に規定する事後審査に必要な書類を、指定した日時までに提出することができない者が提出した入札書。
 - (17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して提出した入札書

(失格)

第6条 入札実施要綱第21条に規定する者又は電子入札公告等において示した事項に該当 した者は失格とする。

(異議の申立)

第7条 入札参加者は、入札書の提出後、入札実施要綱、この遵守事項、電子入札公告等又 は契約書案の各条項について不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第8条 入札手続に際しては、すべて公社の指示に従うこと。

制定日(令和6年12月1日)